

甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業

が始まりました

令和 3 年 4 月より、甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業が始まりました。

この事業は、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、日常生活において『ちょっとした困りごと』を抱えている高齢者が利用できる、新しい訪問型サービスになります。

利用できる方

市内に在住の **65 歳以上の方**で、

- ① **要支援 1・2 の認定を受けている方**

または、

- ② **基本チェックリストでサービス事業対象者に登録した方のうち、一人暮らしの方、あるいは、同居家族が病気等で家事を行うことが困難な方**

※利用に際して、地域包括支援センターにご相談ください。



生活支援サポーター

■生活支援サポーターってどんな人？



高齢者の『ちょっとした困りごと』をサポートする、地域住民のボランティアさんで、甲府市社協が開催する『生活支援サポーター養成講座』を受講いただき、サポーター登録をいただいた方のことです。

■サポート（お手伝い）の内容は？（※ 以下は、一例になります。）

項目	内容
掃除	居室内・トイレなどの清掃
洗濯	洗濯、物干し、洗濯物の取り込み・収納 など
一般的な調理	食事の調理（複雑な調理は行わない）、配膳、後片付け
ベッドメイク	ベッドや布団のシーツの交換、布団カバーの交換 など
日用品の買い物	買い物代行（買い物内容の確認、品物と釣銭の確認を含む）
薬の受け取り	薬の受け取り
その他	上記のサービスに付随した生活支援 など

※入浴や排泄などの身体介護は対象外となります。

サービス利用に関すること

利用回数	週2回までを限度とします。
利用時間	訪問1回あたり60分間を限度とします。
利用料金	訪問1回あたり200円とします。



生活支援サポーターに関すること

費用弁償（謝礼）	訪問1回あたり500円です。
活動保険への加入	活動中のケガや損害賠償責任を補償する保険に加入します。

生活支援サポーターは、利用者個人のライフスタイルや生活における慣習などをありのままに受け入れて、その人らしい暮らしを支える活動になります。

そのため、**要求があれば何でも対応する「何でも屋さん」ではありません。**

ご自身の出来る範囲の中で、どこまでをお手伝いすることで、利用者が自立した生活を送ることが出来るのかを考えて活動を行うことが大切になります。



令和3年4月1日現在、40名の方が生活支援サポーターとして登録されています。

地域に暮らす高齢者が、今後においても住み慣れた地域で生活を続けられるためには、専門職のみならず、地域住民の皆様のご助力が必要不可欠となります。

皆様がこれまでの生活の中で培ってきた知識や技術などを、是非ともお貸しく下さい！



本紙を通じて、地域福祉活動に役立つ情報等を発信・共有し、「みんなで支え合い、安心して暮らせる」地域づくりを皆様と共に進めていきたいと思ひます。

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会
〒400-0858
甲府市相生二丁目17-1
電話 055-225-2118
FAX 055-225-3171
東ブロック担当 望月 郁弥